

# 海洋安全保障情報月報

2007年4月号



## 目次

2007年4月の主要事象

### 1. 情報要約

- 1.1 治安
- 1.2 軍事
- 1.3 外交・国際関係
- 1.4 海運・資源・環境・その他

トピック 干上がるメコン川、河川漁業も危機に

### 2. 情報分析

- 2.1 2007年第1四半期の海賊行為と武装強盗事案（IMB報告書から）
- 2.2 南アジア地域協力連合の第14回首脳会議

〈資料〉 海洋基本法

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、犬塚勤、今泉武久、上野英詞、小谷哲男、友森武久、浅野裕子

---

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

## 2007年4月の主要事象

**治安：**米沿岸警備隊は3日、SAFE Port Act of 2006の規定に従って、4月1日から米国領海内において全ての大型商船の所在追跡を始めた、と発表した。

海洋基本法と海洋構造物安全水域設定法が20日、参議院で可決され、成立した。これらの法律は、周辺海域での安全確保と日本の海洋権益を護る体制を整備する狙いがある。本月報巻末に、〈資料〉として海洋基本法全文を掲載した。

国際海事局（IMB）は22日、マラッカ海峡の海賊事案が減少しているものの、同海峡通航時には警戒態勢をとるよう船舶乗組員に対して警告した。

国際海事局（IMB）は25日、2007年第1四半期の海賊事案に関する報告書を公表した。それによれば、2007年最初の3カ月間に生じた海賊事案は41件で、2006年同期の61件に比して、20件の減少となった。（詳細は2. 情報分析参照）

**軍事：**米海軍は英領ディエゴガルシアで、潜水艦基地施設を建設する。これは、同島から巡航ミサイル搭載原潜（SSGN）を運用するためである。

ロシアのモスコフスキー国防次官は15日、ロシアは2017年までにBorei級SSBNを8隻配備すると語った。

インド海軍東部艦隊の誘導ミサイル駆逐艦3隻、誘導ミサイルコルベット1隻、及び給油艦1隻からなる艦隊は、3月18日から5月23日までの2カ月間にわたる東アジア巡航を行っている。この間、3月末にはシンガポールとの合同演習を終え、中国、日本、ニュージーランド、フィリピン、米国、ロシア各国との合同演習を実施する。

**外交・国際関係：**南アジア地域協力連合（SAARC）は2～3日、インドのニューデリーで第14回首脳会議を開催した。今回の首脳会議には、南アジアの7カ国—インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブに加えて、新規加盟のアフガニスタンが初めて参加した。また、域外からのオブザーバーとして、日本、中国、韓国、米国、欧州連合（EU）が初めて参加した。（詳細は2. 情報分析参照）

安倍首相は11日、公賓として訪日中の温家宝中国首相と首脳会談を行った。会談後に日中共同プレス発表が出された。

訪米中の安倍首相は27日、キャンプデービッドでブッシュ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は会談後、共同記者会見を行い、日米同盟の重要性を強調した。

**海運・資源・環境・その他：**ロシアは世界最大の原子力砕氷船、*The 50 Years of Victory*を完成させた。この船はArktika級の改良型で、2万5,000DWTで、2.8メートルまでの砕氷能力を持つ。

マレーシアは2007年8月から、同国北部に2カ所の石油精製プラントと半島を横断するパイプラインの建設を開始する。この計画は、マラッカ海峡迂回ルートの1つとなるものである。

コラムニスト、ロバート・ネフは最近の論説で、カンボジアの便宜置籍船を取り上げ、便宜置籍船が多く的小国にとって外貨を稼ぐ最もポピュラーな手段の1つであるが、これらの船舶は頻繁に国旗と船名を変え、追跡が困難であり、違法行為の隠れ蓑となっている、と指摘している。

4月1日付のバンコック・ポスト紙は、乾期の到来と中国の2つの巨大ダムの影響で、メコン川が干上がりつつあり、多くの場所で水位が1メートル以下となり、種々の影響が出ている、と報じている。この記事は、トピックで紹介した。

# 1. 情報要約

## 1.1 治安

4月2日「ソマリアの海賊、インド貨物船をハイジャック」(The New York Times, April 3, 2007 and other sources)

ムワングラ海員援助計画ケニア支部長によれば、強襲用ライフルとロケット擲弾筒で武装した約10人のソマリアの海賊が2日、モガディシュ港に入港準備中のインド船籍の貨物船(乗組員14人)、MV *Nimatulla* を身代金目的でハイジャックした。ソマリアでは、2月25日にも国連のチャーター船、MV *Rozen* がハイジャックされており、同船と12人の乗組員は依然解放されていない(本月報、2007年2月号既報)。海賊は、2万米ドルの身代金を要求している。(Prauda, April 6, 2007)

ムワングラ支部長によれば、アラブ首長国連邦船籍のMV *Nishan* が3日、モガディシュ港に停泊中に高速ボートに乗った海賊に襲撃されたが、港外に逃れた。(Mail & Guardian Online, April 4, 2007)

ムワングラ支部長は7日、ソマリアの海賊が6日にMV *Nimatulla* とMV *Rozen* をソマリア沖で解放した、と語った。同支部長によれば、詳細は不明だが身代金が支払われた。両船の乗組員は無事であった。(Guardian, April 8, 2007)

4月3日「米沿岸警備隊、領海内での大型商船の追跡開始」(U.S. Coast Guard, Press Release, April 3, 2007)

米沿岸警備隊は3日、SAFE Port Act of 2006(正式名称はSecurity and Accountability For Every Port Act of 2006)の規定に従って、4月1日から米国領海内において全ての大型商船の所在追跡を始めた、と発表した。アレン(Thad Allen)沿岸警備隊司令官は、「沿岸警備隊が利用可能な船舶追跡に関するあらゆる秘密情報と公開情報を活用して、全ての船舶追跡を求める同法の規定に対処している。その上、米国領海外の船舶に対する遠距離の追跡や小型船舶による潜在的な脅威への対処を含め、海洋安全保障におけるその他のギャップを埋めていく必要がある」と語った。国際海事機関(IMO)による遠距離・識別システムは、2008年末までに全世界の4万隻以上の船舶を追跡するための公開情報システムを提供することになっている。米国は、このシステムによって、米国沿岸から1,000カイリ以内を航行する船舶の追跡情報を得ることができるようになる。

その多くが外国からの武器や人員の輸送に、あるいは船自体を武器にも使用できる、小型船舶の脅威について、沿岸警備隊のゴワード(Dana Goward)局長(director of maritime domain awareness)は、「米国領海内を航行する数百万隻の小型船舶による潜在的脅威に対処するための解決策を見出すために、他機関と共同している」と語っている。

Press Release: [http://www.uscg.mil/hq/g-m/mp/GMPWebpages/SVS/SVS\\_home2.shtml](http://www.uscg.mil/hq/g-m/mp/GMPWebpages/SVS/SVS_home2.shtml)

4月4日「国際独立タンカー船主協会、マラッカ海峡の自発的費用負担スキームを容認」(INTERTANKO, Press Release, April 4, 2007)

国際独立タンカー船主協会(INTERTANKO)は4日付のプレスリリースで、マラッカ海峡の自発的費用負担スキームを容認することを明らかにした。INTERTANKOは、自発的スキームの設立を検

討することは有益であり、海運会社は他の利用者と共に、こうした提案を具体化するために一層貢献すべきである、と考えている。INTERTANKOによれば、この提案を更に論議するためには、マラッカ海峡における無料、無害通航を維持しながら、自発的スキームの実際的な運用の在り方を検討することが必要である。特に、自発的負担の固定レートの設定は負担者の意志を削ぐ恐れがあるので、自発的負担の徴収の在り方が重視される必要がある。

Press Release; <http://www.intertanko.com/templates/Page.aspx?id=41911>

#### 4月17日「マレーシア副首相、マラッカ海峡の合同海上哨戒活動の可能性に言及」(The Star Online, April 17, 2007)

マレーシアのナジブ副首相(兼国防相)は17日、沿岸3国による合同哨戒活動は可能だが、実現するためには克服すべきハードルがある、と語った。沿岸3国は現在、3国間で調整された海上哨戒と空中監視活動を実施している。ナジブ副首相は克服すべきハードルについて具体的に言及しなかったが、専門家は、合同哨戒活動が相手国の領土主権を侵害する可能性を指摘している。専門家は、3国間の合同哨戒活動が、海軍艦艇に海賊容疑船の逃亡を阻止するために他国の領海にまで追跡することを認めることで、哨戒活動の抜け穴を封じることができる、と述べている。

#### 4月20日「海洋基本法、国会で可決成立」(読売新聞、2007年4月21日)

海洋基本法と海洋構築物安全水域設定法が20日、参議院で可決され、成立した。これらの法律は、周辺海域での安全確保と日本の海洋権益を護る体制を整備する狙いがある。基本法に基づいて、首相を本部長とする総合海洋政策本部が設置され、海洋政策担当相が新設される。安全水域設定法では、EEZ内に資源開発などで設置される施設の周辺に500メートルの「安全水域」を設定し、無許可での船舶などの立入を禁止する。これらの法律は、7月に施行される予定である。本月報巻末に、〈資料〉として海洋基本法全文を掲載した。

なお、両法は、官報平成19年4月27日第4573号に公示された。

#### 4月22日「国際海事局、マラッカ海峡通航時の警戒態勢を要請」(AFP, April 22, 2007)

国際海事局(IMB)は22日、マラッカ海峡の海賊事案が減少しているものの、同海峡通航時には警戒態勢をとるよう船舶乗組員に対して警告した。IMBのムカンダン(Pottengal Mukundan)局長は、沿岸3国の積極的な哨戒活動によって海賊事案が減少しているが、現状に満足する余裕はないとして、もし沿岸3国が手を抜けば、再び海賊事案が増大することになろう、と語った。同局長は、IMBは沿岸3国による合同哨戒活動を含む如何なる安全強化措置も歓迎する、と強調した。

#### 4月25日「2007年第1四半期、海賊事案減少」(IMB, April 25, 2007)

国際海事局(IMB)は25日、2007年第1四半期の海賊事案に関する報告書を公表した。それによれば、2007年最初の3カ月間に生じた海賊事案は41件で、2006年同期の61件に比して、20件の減少となった。(詳細は、2. 情報分析参照)

## 1.2 軍事

### 4月2日「米空母ニミッツ、ペルシャ湾に向け出港」(Navy Times, April 3, 2007)

米空母ニミッツ (CVN68) は2日、ペルシャ湾に向けサンディエゴを出港した。ニミッツは、空母アイゼンハワー (CVN69) と交代し、空母ステニス (CVN74) と共にペルシャ湾、「アフリカの角」海域で行動する。ニミッツのペルシャ湾への展開は、過去4年間で3度目である。

### 4月4日「米中海軍首脳、ワシントンで会談」(AFP, April 5, 2007)

米海軍のミューレン (Michael Mullen) 作戦部長は4日、訪米中の中国海軍の呉勝利司令員と会談した。米海軍報道官によれば、両首脳は相互に関心のある諸問題について議論し、会談は両首脳間と両国海軍間の透明性の向上に資するものであった。会談で、ミューレン作戦部長は、呉司令員に対して、中国海軍も国際的な海洋安全保障を維持するためのグローバルな努力に参加するよう、求めた。ミューレン作戦部長は、海洋における危機や緊急事態に対応する各国の海軍、海運業界及び海洋法令執行機関の自発的参加による国際的なネットワーク、「1,000隻海軍」構想 (a 1,000-Ship Navy concept) に言及した。呉司令員は、この構想に関心を示すと共に、検討のためより多くの情報を求めた。

### 4月4日「米海軍、ディエゴガルシアに潜水艦基地施設建設」(The Register, April 6, 2007)

米海軍は英領ディエゴガルシアで、潜水艦基地施設を建設する。これは、同島から巡航ミサイル搭載原潜 (SSGN) ★を運用するためである。施設建設は、2009年4月までに完了する予定である。同島はインド洋の中央にあって、ペルシャ湾への出入り口のホルムズ海峡、黄海への出入り口で海賊多発海域のマンダブ海峡といった、戦略的チョークポイントへのアクセスに適した戦略的拠点である。★SSGNはトライデントSSBN4隻を巡航ミサイル154基と66-102人の特殊部隊要員搭載型に改装したものである。

### 4月6日「米空母レーガン、第7艦隊管轄海域での作戦行動終了」(Navy Newsstand, April 7, 2007)

米空母レーガン (CVN 76) 戦闘群は6日、第7艦隊管轄海域での作戦行動を終了した。この間、同戦闘群は、韓国海軍や海自と合同訓練を実施すると共に、佐世保、香港、釜山の各港を親善訪問した。

### 4月15日「ロシア、2017年までに8隻のSSBN建造」(Interfax, April 15, 2007)

ロシアのモスコフスキー (Alexei Moskovsky) 国防次官は15日、ロシアは2017年までにBorei級SSBNを8隻配備すると語った。これは同級1番艦の進水式典で明らかにされたもので、現在の計画では、2015年までに7隻、2017年までに残りの1隻が建造される。現在2隻が建造中である。

### 4月16日「米空母ステニス、仏空母ドゴールとの合同作戦行動終了」(Navy Newsstand, April 17, 2007)

米空母ステニス (CVN 74) は16日、仏原子力空母ドゴール (R 91) とのアラビア海北部海域における合同作戦行動を終了した。2隻の空母は3月16日から1カ月間にわたって、アフガニスタンに

おける「不朽の自由作戦」(OEF)に対する支援を実施してきた。空母ステニスを引き続き、OEF 支援と海洋安全保障作戦を実施する。

#### 4月27日「シンガポール・インドネシア、防衛協定に調印」(Channel News Asia, April 28 and April 30, 2007)

シンガポールとインドネシアは27日、防衛協力協定に調印した。この協定は期限25年間で、発効から13年後に見直されることになっている。防衛協力委員会が協定に基づく協力を検討するために設置される。両国間の軍事協力関係は30年以上も前に遡ることができるが、今回の協定によって一層協力関係が深化することになる。

シンガポールのテオ国防相が29日に明らかにしたところによれば、この協定によって、両国は合同の訓練施設を建設する。更にシンガポール空軍はペカンバル(スマトラ)での訓練を再開し、海軍は南シナ海のプラウ・カイ・アラ(Pulau Kay Ara)での実弾射撃演習を実施する。また陸軍はパレンバン(スマトラ)地上部隊訓練施設を利用する。他方、インドネシア軍は、シミュレーター施設を含むシンガポールの訓練施設の一部を利用することになる。

#### 4月「インド艦隊の東アジア巡航、各国と合同演習実施」(Various Sources)

インド海軍東部艦隊(ビシャーカパトナム)の誘導ミサイル駆逐艦 *Mysore*、*Rana*、*Ranjit*、誘導ミサイルコルベット *Kuthar*、及び給油艦 *Jyoti* からなる艦隊は、3月18日から5月23日までの2カ月間にわたる東アジア巡航を行っている。この間、3月末にはシンガポールとの合同演習を終え、中国、日本、ニュージーランド、フィリピン、米国、ロシア各国との合同演習を実施することになっている。(Defense News.com, April 9, 2007)

インド海軍のチャウハン(RADM Pradeep Chauhan)総司令官補は、巡航の目的について、海軍が実施するインド外交の建設的関与政策の一環で、如何なる国に対して如何なるメッセージも発するものではない、と強調した。(INDIA DEFENCE, April 1, 2007)

以下は、4月に実施された各国との合同演習の概要である。

#### 米印合同演習、Malabar 07-1 (U.S. Navy, 7<sup>th</sup> Fleet Public Affairs, April 6, 2007)

米海軍は6日から、インド海軍との合同演習、Exercise Malabar 07-1を開始した。この演習は、米太平洋艦隊の主要演習の1つで、米印両国の安全保障関係の強化と共に、両国海軍のインターオペラビリティの強化を目的としている。今回の演習は、2006年9月のインド沖での演習以来、9回目の演習である。米海軍から誘導ミサイル駆逐艦5隻、誘導ミサイルフリゲート1隻、攻撃型原潜1隻、対潜ヘリ4機、対潜哨戒機1機が参加する。インド海軍からは、前記5隻の艦隊と対潜ヘリが参加する。

#### 日米印3国合同海軍演習、TRILATEX 07 (U.S. Navy, 7<sup>th</sup> Fleet Public Affairs, April 17, 2007)

インド艦隊は16日、房総沖で米第7艦隊と海上自衛隊の艦艇との間で、初めての3国合同演習、TRILATEX 07演習を実施した。この演習は、3国海軍のインターオペラビリティの強化を目的としている。米海軍から誘導ミサイル駆逐艦2隻、対潜ヘリ2機、対潜哨戒機1機と空母艦載機が参加した。海上自衛隊からはイージス艦「きりしま」、護衛艦「いかずち」、「むらさめ」、「たかなみ」と対潜ヘリ3機が参加した。インド海軍からは誘導ミサイル駆逐艦 *Mysore*、誘導ミサイルコルベット



*Kuthar*、及び給油艦 *Jyoti*、対潜ヘリ 2 機が参加した。

外務省の谷内事務次官は 16 日の記者会見で、演習の意義と中国の懸念について問われ、この演習が親善を目的としたもので、如何なる第 3 国にも向けたものでないことを強調した。(外務省 HP：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j\\_0704.html#3-B](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0704.html#3-B))

### 中印合同海軍演習、実施 (The Hindu, April 14, 2007)

インド海軍と中国海軍との合同演習は 12 日～16 日まで実施され、インド海軍の 2 隻の誘導ミサイル駆逐艦 *Rana*、*Ranjit* は 13 日、中国の青島に入港した。海軍演習は、両国間の政治、経済及び通商関係の増大に併せて軍事交流と協力関係を強化するために、2006 年 5 月に調印された了解覚書に基づいて実施される。演習期間中に、インド海軍のスタン (VADM RP Suthan) 副総司令官が北京と青島を訪問する。両国海軍の合同演習は、2005 年 11 月以来である。

インドでは、インド周辺海域、特にパキスタン、ミャンマー、スリランカにおける中国海軍のプレゼンスの増大に懸念が高まっている。中国は、グワダルにおける戦略的な海軍基地と港湾施設の建設に当たってパキスタンを積極的に支援している。中国はまた、ミャンマーにおける港湾施設の建設も支援しており、アラビア海、ベンガル湾における海軍のプレゼンスを強化している。2007 年 3 月には、スリランカとの間で、ハンバントータ港の開発計画を支援する協定に調印した。

### インド・ロシア合同海軍演習、INDRA-2007 (Aviation & AEROSPACE, April 19, 2007)

インドとロシアは 24 日から 3 日間の合同海軍演習、INDRA-2007 を日本海で実施する。INDRA-2007 は、両国海軍がテロとの戦いにおける協力関係の強化を狙いとして、2 年毎に実施される演習で、2003 年以来 3 度目である。ロシア太平洋艦隊のプレスリリースによれば、ロシア海軍からは、大型対潜艦 2 隻、ミサイル艇 1 隻、通常型潜水艦 1 隻、掃海艇群 1 個、給油艦 1 隻、タグボート 2 隻、更に対潜ヘリ 2 機、対潜哨戒機 1 機が参加する。インド艦隊は前記の 5 隻が全て参加する。演習では、射撃演習、防空・対潜演習と共に、海洋秩序維持作戦、海賊対処、麻薬密輸対処演習も実施される。

## 1.3 外交・国際関係

### 4 月 2～3 日「南アジア地域協力連合、第 14 回首脳会議を開催」(Xinhua, April 3, 2007)

南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC) は 2～3 日、インドのニューデリーで第 14 回首脳会議を開催した。今回の首脳会議には、南アジアの 7 カ国—インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブに加えて、新規加盟のアフガニスタンが初めて参加した。また、域外からのオブザーバーとして、日本、中国、韓国、米国、欧州連合 (EU) が初めて参加した。(詳細は 2. 情報分析参照)

### 4 月 11 日「安倍首相、温家宝中国首相と会談」(外務省 HP、2007 年 4 月 11 日)

安倍首相は 11 日、公賓として訪日中の温家宝中国首相と首脳会談を行った。会談後に日中共同プレス発表が出された。共同プレス発表の主な内容は以下の通り。

- (1) 日中双方は、日中共同声明、日中平和友好条約及び日中共同宣言の諸原則を引き続き遵守することを確認した。
- (2) 日中双方は、2006年10月の安倍総理訪中の際に双方が発表した「日中共同プレス発表」に基づき、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」の構築に努力することを再確認した。そのための具体的な協力として、防衛交流では、中国国防部長の2007年秋の訪日、中国海軍艦艇の訪日とその後の海上自衛隊艦艇の訪中の早期実現、及び両国の防衛当局間の連絡メカニズムの整備と海上における不測の事態の発生防止に合意した。
- (3) 日中双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、以下の共通認識に達した。①東シナ海を平和・協力・友好の海とすることを堅持する。②最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互惠の原則に基づき共同開発を行う。③必要に応じ、従来よりハイレベルの協議を行う。④双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う。⑤協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指す。

共同プレス発表；[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704\\_kh.html#b](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704_kh.html#b)

#### 4月27日「日米首脳会談、開催」(The White House Press Release, April 27, 2007)

訪米中の安倍首相は27日、キャンプデービッドでブッシュ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は会談後、共同記者会見を行った。ブッシュ大統領は、日米同盟について、「かつてないほど強力であり、我々はそれを維持するために努力していく。我々は、日米同盟が共通の価値観、特に自由と民主主義へのコミットメントに根ざす、グローバルな同盟であることを確認した」と述べた。安倍首相は、「訪米の最大の目的は、日米同盟がかけがえのないものであることを再確認すると共に、揺るぎない同盟として一層強化していくことであった」と強調した。

首脳会談では、両首脳は緊密に協力してグローバル貿易、エネルギー及び環境に関する重要な課題に対処することに合意し、日米共同声明が発表された。

共同記者会見；<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/04/20070427-6.html>

共同声明；<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/04/20070427-1.html>

## 1.4 海運・資源・環境・その他

#### 4月4日「世界最大の砕氷船完成、ロシア」(Moscow News, April 4, 2007)

ロシアは世界最大の原子力砕氷船、*The 50 Years of Victory* を完成させた。この船は *Arktika* 級の改良型で、約18年間の建造期間を要した。この船は、全長159メートル、全幅30メートル、2万5,000DWTで、2.8メートルまでの砕氷能力を持つ。The Murmansk Shipping Company が運用するロシアの現有原子力砕氷船隊は、5隻の *Arktika* 級と2隻の *Taymyr* 級河川砕氷船からなる。専門家によれば、ロシアは、北極海域の開発需要の増大と北海ルート航行量の増大に伴って、今後20年間で更に6~10隻の原子力砕氷船を必要とすると見られる。

#### 4月10日「マレーシア、マラッカ海峡迂回のパイプライン建設を計画」(Yahoo News, April 10, 2007)

マレーシアは2007年8月から、同国北部に2カ所の石油精製プラントと半島を横断するパイプラインの建設を開始する。この計画は、マラッカ海峡迂回ルートの一つとなるものである。国営 Bernama 通信によれば、クダ州のマハジール (Mahdzir Khalid) 首相は、500億リングギット (145億米ドル) で、クダ州西岸の Yan と北東部クランタン州の Bachok の2カ所に石油精製プラントを建設し、これらを連結するパイプラインを建設する計画である、と語った。これによって、中東から運ばれてきた原油はクダ州で下ろされ、320キロのパイプラインでクランタン州まで輸送され、再びタンカーに積まれて中国、韓国、日本などに輸送されることになる。同首相によれば、現地マレーシア企業が石油精製プラントとパイプラインの建設を担当するが、イラン国営石油公社 (the National Iranian Oil Co.) が投資に関心を示しており、サウジアラビアと中国も関心を示しているという。

#### 4月11日「中国、海洋探査衛星打ち上げ」(Xinhua, April 12, 2007)

中国は11日、2番目の海洋探査衛星、「海洋-1B」衛星の打ち上げに成功した。国家海洋局の孫志輝局長によれば、「海洋-1B」衛星は、中国の3次元海洋探査システムの柱の一つで、海洋の色や温度をモニターする。孫局長は、この衛星はグローバルな環境変動の調査と共に、中国の海洋資源の開発と利用、港湾の建設、海洋汚染のモニターと汚染防止、資源調査及び沿岸地帯の開発を支援する、と述べた。

#### 4月20日「便宜置籍船—違法行為の隠れ蓑」(Asia Times Online, April 20, 2007)

多くの小国にとって外貨を稼ぐ最もポピュラーな手段の一つは便宜置籍船 (FOC) によるものである。内陸国でさえも FOC になっている。これらの船舶は頻繁に国旗と船名を変え、追跡が困難であり、違法行為の隠れ蓑となっている。前 The Korea Times のコラムニスト、ロバート・ネフ (Robert Neff) は、最も悪名高い FOC の一つとしてカンボジアを取り上げ、要旨以下のように述べている。

- ① カンボジアは1994年に、自国の船舶登録会社、Cambodian Shipping Corporation (CSC) をシンガポールに設立し、便宜置籍船の登録を始めた。この会社は2002年に閉鎖されるまで、400~600隻の船舶を登録していたが、米国の調査では、恐らく倍以上と見られている。CSC が他の FOC と違うのは、オンラインで24時間以内に登録を受け付けたことである。CSC の登録船舶が増えるにつれて、その大部分が違法行為に関与していることが明らかとなってきた。更に船舶自体の状態も劣悪なものが多かった。
- ② 米国と韓国が関心を持ったのは、相当数の北朝鮮船舶が CSC に登録され、カンボジア国旗を掲げていたことである。これらの船舶が中東、アフリカに弾道ミサイルを輸送していたことが2002年12月に判明した。カンボジア船籍の北朝鮮船舶、*the Song Sang* が米国とスペインの海軍部隊に停船を命じられ、臨検を受けた。同船は、セメント袋の下に15基のスカッドミサイルなどを隠していた。
- ③ 9.11以降、カンボジア政府は国際的な非難に晒され、2002年6月にCSCの権限を取り消した。その約6カ月後、カンボジア政府は、新たな会社、International Ship Registry of Cambodia を、韓国の釜山に設立した。同社によれば、カンボジア国旗を掲げた北朝鮮船舶は1隻もないという。しかし、誰がどの船舶のオーナーかを特定することは困難といわれる。北朝鮮は、通常の3倍近い金額で船籍を購入している。国際運輸労働者連盟 (the International Transport Workers'

Federation: ITF) の 2006 年の調査によれば、北朝鮮国旗を掲げた船舶、408 隻の内、北朝鮮が実際に所有しているのは 187 隻に過ぎず、他はカンボジア、トーゴ、コモロ連合、サントメ・プリンシペ民主共和国がオーナーとなっている。

- ④ シンガポールの **The Straits Times** 紙によれば、世界で少なくとも 40 カ国が便宜置籍国となっており、その多くが金額次第で北朝鮮と取引する用意がある。北朝鮮はこうした幾つかの国と取引があるが、その中には、内陸国のモンゴルがある。2006 年 10 月の北朝鮮の核実験以降、**Mongolia's Ship Registry** は、モンゴル国旗を掲げる船舶に対して、対北朝鮮国連決議を遵守するよう通達してきた。これが、モンゴルに登録した北朝鮮船にどれ程効果があるかは不明である。

## トピック

## 干上がるメコン川、河川漁業も危機に

4月1日付のバンコック・ポスト紙は、乾期の到来と中国の2つの巨大ダムの影響で、メコン川が干上がりつつあり、多くの場所で水位が1メートル以下となり、種々の影響が出ているとして、要旨以下のように報じている。

- ① 最大の被害は貨物輸送への影響である。タイ・チェンライ省のチャンセーン (Chang Saen) から中国雲南省の西双版纳 (Xishuangbanna) まで通常3日間のところが1カ月を要する。関係者によれば、船舶は水先案内人を乗せた3~4隻の船団で航行しなければならず、1.2メートル以下では貨物船が航行できず、定期的に長竿で水深を測る必要がある。その上、大小の岩礁や沈船がある。
- ② 中国は現在、メコン川に8カ所の水力発電用ダムを建設する計画の1つとして、小湾 (Xiaowan) に3つ目のダムを建設中である。既に2つのダム、漫湾 (Manwan) と大潮山 (Dachaosan) が完成している。チャンセーン地区税関長によれば、中国は、ダム建設のために3日から5日毎に上流のダムから放流しているが、水流不足は2010年に第3のダムが完成するまで続くと見られる。同税関長によれば、メコン川の浚渫について話し合うために、4カ国経済会議 (the Economic Quadrangle meeting) が5月に開催される予定だが、中国とタイは既に2006年に浚渫について原則合意しているが、ラオスとミャンマーはまだ態度を決めていないという。
- ③ 観光業も打撃を受けている。チェンライ省のチェンコン (Chiang Khong) からラオスのルアンプラバン (Luang Prabang) までは、これまでより小型の船でなければ航行できなくなっている。観光客の数も減少している。また、漁獲量も減少している。兩岸の雑木林の火災による煙害も空気汚染を引き起こしている。一方で、ガーデニング用に川石を扱う業者は潤っているという。
- ④ 乾期が終われば、タイと中国の合弁会社による

コンテナ船が初めて、タイから中国南部まで果物と野菜をメコン川経由で輸送することになっている。また、原油タンカーもタイ経由で中国まで航行する予定になっている (2006年12月の最初の原油輸送については、本月報12月号、2007年1月号参照)。中国のダム建設用の5基の大型クレーンもメコン川経由で運ばれることになっている。

**("The Dry, Dry Mekong," The Bangkok Post, April 1, 2007)**

なお、中国のダム建設による影響については、メコン川委員会 (the Mekong River Commission: MRC) のコーゲルス (Oliver Cogels) 委員長はバンコック・ポスト紙に書簡を寄せ、中国のダムによる下流域への影響が過大視されているとして、以下の諸点を指摘している。①既存の2つのダム、漫湾と大潮山の総貯水量は中国領メコン流域の年間流水量の30分の1程度であり、小湾ダムが完成しても4分の1程度である。②これらのダムは灌漑用ではなく、主として水力発電用であり、従って水を消費しない。むしろ、乾期には水量を増やし、洪水期には水量を減らすことができる。近年の下流域が直面する干上がり現象は中国のダムが原因ではないと見られる。ダムの運用方法によって水量を調整すれば、下流域の干上がり対策にも有効であろう。③中国はMRCの加盟国 (タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム) ではないが、ミャンマーと共に、益々積極的な対話パートナーとなっており、対話の枠組みの中で、相互に関心のある分野における技術レベルでの建設的かつ信頼できる協力を発展させることができる。メコン川は、農業、漁業、水力発電、河川航行、洪水管理、取水及び衛生管理の分野における持続可能な開発の大きな可能性を持っている。

**("Dams' impact 'Often Exaggerated' - Cogels" The Bangkok Post, January 9, 2007)**

MRC HP: <http://www.mrcmekong.org/>

また、世界自然基金 (the World Wide Fund for Nature: WWF) が2007年3月20日に公表した報

告書、「危機にある世界の10大河川」(World's Top 10 Rivers at Risk)によれば、メコン川については、乱獲による河川漁業の危機が指摘されている。報告書は、メコン川では不明確な漁業権、乱獲、不法操業が漁業資源の減少を招いており、またダム建設も資源の維持に影響を及ぼしている、と指摘している。2006年のWWFの調査によれば、メコン川のナマズ類(catfish)の生息数は過去20年間で推定90%も減少している。**(“Mekong River at Risk-WWF,” MRC HP Newsmekong)**

The Report is available on Internet at:

<http://assets.panda.org/downloads/worldstop10riversatriskfinalmarch13.pdf>

## 2. 情報分析

### 2.1 2007年第1四半期の海賊行為と武装強盗事案 (IMB 報告書から)

国際海事局 (IMB) は 2007 年 4 月 25 日、クアラルンプールにある海賊通報センター (Piracy Reporting Centre) を通じて、2007 年第 1 四半期 (1 月 1 日～3 月 31 日) における世界で起きた船舶への海賊行為と武装強盗事案に関する報告書を公表した。IMB の定義によれば、海賊 (Piracy) と武装強盗 (Armed Robbery) とは、「強盗あるいはその他の犯罪に及ぶ明らかな意図を持って、そしてこれらの行為をするに当たって武器を使用する明らかな意図あるいは能力を持って、船舶に乗り込む、あるいは乗り込もうとする行為」をいう。以下は、報告書から見た 2007 年第 1 四半期の海賊事案の主な特徴を纏めたものである。

#### 1. 発生 (未遂を含む) 件数と発生海域から見た特徴

第 1 四半期に通報された全発生件数は 41 件であった。その内訳は、既遂が 31 件で、未遂事案が 10 件であった。この件数は、2006 年同期の 61 件からは大幅な減少になっている。また、過去 10 年間で最も多かった 2003 年同期の 103 件 (通年では 445 件)、更には 2004 年同期の 79 件 (同 329 件) や 2005 年の 56 件 (同 276 件) に比べても、減少傾向は明らかである。

報告書は、発生件数の大幅な減少要因として、以下の諸点を指摘している。①危険海域を航行する際に船舶乗組員が警戒監視態勢を強めていること。②海運会社が危険海域を航行する際の自社船舶に対するより厳しい規則を採用するようになってきたこと。③各国海洋法執行機関や政府間の協力の強化が効果を上げてきたこと。

他方で、報告書は、発生件数の減少傾向を歓迎しながらも、これに満足すべきでない、と強調している。警戒監視態勢の強化が如何なる場合も最良の海賊対策であるとして、IMB は、各国の海洋法執行機関や政府が迅速に適切な行動が執れるように、船主と乗組員に全ての海賊事案を通報するよう求めている。

発生海域から見れば、第 1 四半期の 41 件中、24 件が 5 カ所の海域で発生している。即ち、多い順に見れば、インドネシア群島水域が 9 件で、内 4 件がジャワ海に面したジャワ島のバロンガン (Balongan) で発生している。次いでナイジェリア沖が 6 件で、内 4 件がラゴス沖で発生している (内、未遂 1 件)。更に、インド沖、アデン湾・紅海及びタンザニア沖が各 3 件となっている。タンザニアでは 3 件ともダルエスサラームで発生している。

これによれば、アジアでは、インドネシア群島水域での発生件数は最も多く、報告書の統計によれば、この傾向は過去 10 年間変わっておらず、発生件数から見る限り、世界で最も危険な海域となっている。しかしながら、報告書は、インドネシアの海賊問題に対する取り組みを評価している。

マラッカ海峡での発生件数は既遂、未遂各 1 の計 2 件で、2006 年同期はゼロであったが、2006 年第 4 四半期の 5 件に比べれば減少した。マレーシアではサラワク州 (ボルネオ) ビントウル (Bintulu) で 1 件発生した。シンガポール海峡ではゼロであった。ベトナムでは、メコン川河口のバンタウ (Vung Tau) で 1 件発生した。

インド洋・ベンガル湾では、バングラデシュ沖での発生件数はチッタゴン港での 2 件のみで、2006 年同期の 9 件 (通年、47 件) に比して大幅な減少となっている。報告書は、発生件数の減少を歓迎し

ており、警戒監視態勢の強化と沿岸警備隊の迅速な対応の成果と見ている。

ソマリア・ジブチ沖での発生件数は 2 件で、2006 年同期の 5 件から減少している。アデン湾・紅海での発生件数は 3 件で、2006 年同期の 7 件からは減少している。件数から見て、状況は改善されつつあるように見えるが、IMB は、各船舶に対してソマリア沖から少なくとも 75 マイル（約 140 キロ）離れて航行するよう呼びかけている。「アフリカの角」地域の周辺海域が依然危険な海域であることに大きな変化がないようである。

発生場所で危険なのはナイジェリア沖で、報告書によれば、発生事案のほとんどが油田地帯のニジェール川河口デルタで、外国人石油開発労働者（注：中国人が多い）を狙ったもので、オイル・リグへの支援船に対する攻撃であった。海賊は重武装していることが多く、また攻撃は極めて計画的で、調整されている。

表 1：2003 年以降の各第 1 四半期における主要海域での発生（未遂を含む）件数

海 域	2003	2004	2005	2006	2007
インドネシア群島水域	28	21	16	19	9
マラッカ海峡	3	8	4	0	2
マレーシア	2	0	2	3	1
シンガポール海峡	0	6	2	1	0
ベトナム沖	4	3	3	1	1
バングラデシュ	9	8	6	9	2
インド	9	0	5	0	3
スリランカ	2	0	0	0	2
ナイジェリア	9	10	0	4	6
アデン湾・紅海	6	3	3	7	3
ソマリア・ジブチ沖	2	0	3	5	2

注：報告書 5 ページの表 1 から作成

## 2. 態様から見た特徴

報告書によれば、2007 年第 1 四半期の既遂 31 件の内、ハイジャックが 2 件で、乗り込み事案が 29 件であった。未遂事案 10 件の内、発砲が 3 件、乗り込み未遂事案が 7 件であった。2006 年同期と比べれば、既遂 44 件中、ハイジャックが 4 件で、乗り込み事案が 40 件であり、未遂事案 17 件中、発砲が 3 件、乗り込み未遂事案が 14 件であった。件数は減少しているが、乗り込みが海賊事案の主流であることには変わりがない。

襲撃された船舶の状況は、2007 年第 1 四半期の既遂 31 件の内、停泊中が 3 件、投錨中が 17 件で、航行中が 10 件で、情報ナシが 1 件であった。2006 年同期の既遂 44 件中、停泊中 2 件、投錨中 30 件で、航行中 11 件で、情報ナシ 1 件であった。一方、2007 年第 1 四半期の未遂 10 件中、投錨中が 3 件で、航行中が 7 件であった。2006 年同期の未遂 17 件中、投錨中が 1 件、航行中が 16 件であった。投錨中、航行中に襲われる件数が多いことでは大きな変化はない。

乗員の人的被害についてみれば、2007 年第 1 四半期で人質となった人数は 39 人で、2006 年同期の 63 人からは減少している。しかし、表 2 に示すように、人的被害の中で、最も多い傾向は変わっ



ていない。一方、誘拐・身代金要求事案は増える傾向にあり、2007年第1四半期は17人で、2006年同期の13人、2005年同期の10人から増えている。この事案は2005年以前には報告されていない。死亡した乗組員はゼロであった。

表2：2001年以降の各第1四半期における主な人的被害の状況

状 況	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
人質	43	48	78	82	31	63	39
誘拐・身代金					10	13	17
死亡	0	2	4	22	0	1	0
負傷	12	5	27	34	4	2	4
行方不明	0	21	24	15	0	0	0
合計(人)*	60	85	145	170	48	87	60

注：報告書8ページの表8から作成

\* 一部項目を除く。従って合計数は一致しない。

2007年第1四半期で襲撃された船舶のタイプで、最も多かったのは「コンテナ船」と「ケミカル・タンカー」の各9隻で、2番目が「一般貨物船」と「原油タンカー」の各5隻であった。3番目に多かったのは、「ばら積み船」の4隻であった。「調査船」と「タグボート」が各2隻であった。

また、海賊が使用する武器については、表3に見るように、ここ10年間で顕著な変化は見られない。

表3：2001年以降の各第1四半期発生事案で海賊が使用した武器の内訳

武器のタイプ	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
銃器	8	17	22	25	14	13	10
ナイフ	20	31	39	23	20	17	13
その他の武器	7	8	12	6	5	4	4
未通報	33	31	30	25	17	27	14
発生事案件数	68	87	103	79	56	61	41

注：報告書8ページの表6から作成

## 2.2 南アジア地域協力連合の第14回首脳会議

南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC) の第14回首脳会議は4月2～3日、インドのニューデリーで開催された。今回の首脳会議には、南アジアの7カ国—インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブに加えて、新規加盟のアフガニスタンが初めて参加した。また今回の首脳会議には、域外からのオブザーバーとして、日本、中国、韓国、米国、欧州連合 (EU) が初めて参加した。

SAARC はこれまで、印パ両国の対立もあって、域内協力機構としての機能を十分に発揮し得ず、各分野の域内協力も進まなかった。今回の加盟国の首脳会議では、「域内の連結性」(connectivity) をテーマに、「繁栄のためのパートナーシップ」(a Partnership for Prosperity) を目指して、地域全体の経済成長を促すための具体的な施策など、30項目の共同宣言<sup>1</sup>を採択した。また、イランのオブザーバー参加を承認した。今回の SAARC 首脳会議 (以下、首脳会議) は、初めてオブザーバー参加した域外の大国と南アジアが地域として国際的な繋がりを深める契機となった。SAARC は、今回の首脳会議で地域機構として新たな発展段階を迎えたことから、外交・安全保障および治安面から今後の動向を検討した。

### 1. SAARC 発展の鍵—印パ関係の動向とテロ対策

南アジア発展の鍵は印パ関係の安定にある。今回の首脳会議に初めてオブザーバーとして域外の大国・機構が参加したことで、SAARC が地域機構として経済発展の主体となり得る展望が開けた。このことが印パ両国の関係改善への新たな機運を生んだ。

今回の議長国インドのシン首相は、開会演説の中でパキスタンとのこれまでの対立を念頭に、「南アジアはかつてない政治的、経済的変革の中にある。政治的変革は痛みを伴うものであり、各加盟国は自国内で、また各国間で努力していかなければならないものである。我々の潜在力の発揮を阻害してきた2国間の政治問題に、加盟国各国政府が対処していることに希望を感じる。過去を乗り越え、共通の目標実現に向かって共に手を取り合っていかなければならない」と訴えた<sup>2</sup>。一方、パキスタンのアジーズ首相も演説で、「SAARC が他の地域機構に後れをとった原因は南アジアが紛争と相互不信に活気を奪われてきたからである」と指摘し、南アジアを進歩と繁栄の地域に変えるために、「必要な政治的意志」を発揮すべきであると強調した (Press Trust India, April 3)。両首脳とも、演説ではカシミール問題に直接言及しなかったが、アジーズ首相はメディアとの会見で、この問題を SAARC の潜在力を阻害してきた最大の要因としている (Press Trust India, April 3)。

両首脳は4日、首脳会談を行い、両国間の広範な問題について協議し、イラン・パキスタン経由でインドに至るパイプライン計画についての協議継続、相互間の航空便の増便やビザ発給条件の緩和などで合意した (India Prime Minister's Office, Press Release, April 4)。

オブザーバー参加国は、印パ関係の改善による緊張緩和や加盟各国の治安の安定を望んでいると見られる。オブザーバー各国による開発援助や投資には、金融、治安面などにおける域内の投資環境の

<sup>1</sup> Declaration of the Fourteenth SAARC Summit is available on Internet at: <http://www.saarc-sec.org/data/summit14/ss14declaration.htm>

<sup>2</sup> PM Singh's address is available on Internet at: <http://pmindia.nic.in/speech/content4print.asp?id=517>

整備が不可欠であるからである。その意味で、南アジアにおける最大の宿痾である、カシミール問題の根本的解決が最大の課題であることは言うまでもない。

テロ対策も南アジア発展の阻害要因である。今回の首脳会議の共同宣言は、「テロは地域の平和と安全保障上の脅威」と指摘し、テロ対策のために「国際テロに対する包括協定」(a **Comprehensive Convention on International terrorism**) の早期締結を呼びかけた。しかしながら、アフガニスタンの新規加盟はテロ対策で新たな火種を持ち込むことになった。カルザイ同国大統領は、ネオ・タリバン勢力に対するパキスタンの支援を厳しく批判してきたからである。インドの政策研究機関、南アジア分析グループ (South Asia Analysis Group) のクマール (Anand Kumar) 博士は、SAARC は印パ抗争に加えて、新たにパキ・アフガン抗争を抱え込むことになるかもしれない、と指摘している<sup>3</sup>。テロ防止の重要性について関係国の認識は一致しているが、各国は複雑な国内事情を抱えていることから、今後時間をかけて包括的協定の締結を目指していかざるを得ないであろう。

## 2. 域外大国のオブザーバー参加—その効用と懸念

今回の首脳会議には、域外大国・機構が初めてオブザーバーとして参加した。特に日中韓 3 カ国はそろって外相を派遣し、SAARC を重視する意向を鮮明にした。共同声明は、域外大国のオブザーバー参加国について、これら域外大国とのリンケージによって南アジアが利益を得ることで、国際社会と経済的に結びつく上で力になる、と評価している。これはインドを中心に今後も経済成長が続き、戦略的および地政学的に重要性が増す南アジアに、各国が熱い眼差しを寄せていることを示すものであり、とりわけインドの国際的な地位向上を象徴するものである。

しかし域外大国のオブザーバー参加には、経済的な効用が期待される反面、懸念もある。既に 1 年前に、インドの防衛研究分析研究所 (the Institute for Defense Studies and Analyses) のダッタ (Sreeradha Datta) 博士は、域外大国が SAARC に関心を示す背景について以下の諸点を指摘している。①そのインセンティブは必ずしも経済的なものではなく、大国の政治的思惑にあると見られる。SAARC に関わることで、域外大国は、伝統的な印パ中心の南アジア政策を超えた、南アジア全域への影響力の拡大を求めている。②これらの大国は地理的に SAARC の正式メンバーになれないために、オブザーバーの地位を選んだ。将来、ロシアが同様の地位に関心を示しても驚くに当たらないが、結局、SAARC は、アジアにおける全ての大国間の新たなパワーゲームの場となってきた。③これら域外大国は経済大国であるが、各国の政治的思惑は異なっており、時に抗争的である。特に中国の存在は、SAARC を、大国間の抗争の場とする。域外大国の関与は域内各国の経済発展に裨益することになるが、南アジアに新たな大国間の抗争関係を持ち込むことにもなる。<sup>4</sup>

確かに、域外国のオブザーバー参加は、経済的な恩恵が期待される反面、中印間の確執や日中間の経済援助をテコにした影響力拡大競争など、今後 SAARC が域外大国の影響力の拡大を巡る場となっていくと見られる。また今回の首脳会議で、イランのオブザーバー参加が承認されたが、米国は反対したと言われる。南アジアを天然資源の有力市場と見るイランが今回オブザーバー参加を承認されたことから、今後南アジアを舞台とした各国の外交的駆け引きがさらに激しくなることが予想される。

<sup>3</sup> Dr. Anand Kumar, 'SAARC: Pakistan Upsets the Applecart Again,' Paper no. 2197, 06.04.2007, South Asia Analysis Group. <http://www.saag.org/papers22/paper2197.html>

<sup>4</sup> Dr Sreeradha Datta, 'S.A.A.R.C: A Potential Playground for Power Politics,' 17 April, 2006, Power and Interest News Report. [http://www.pinr.com/report.php?ac=view\\_report&report\\_id=473&language\\_id=1](http://www.pinr.com/report.php?ac=view_report&report_id=473&language_id=1)

### 3. SAARC に対する日中のスタンス

- (1) 日本は、SAARC が南アジアの安定と発展、地域協力と統合の枠組みを提供しうる機構として重要であるとの認識から、1993年に域外国として初めて、かつ唯一の日本・SAARC 特別基金を設立し支援してきた。今回、麻生外相は演説<sup>5</sup>で、ユーラシア大陸の外周で「自由と繁栄の弧」を創る構想に言及し、SAARC との協力はこの構想に沿うものだと強調した。その上で、外相は、民主化・平和構築、域内連携促進への支援、人的交流の促進の3つの分野で、SAARC 全体及び国別 ODA などを通じて積極的に支援を行う方針を表明した。外務省 HP によれば<sup>6</sup>、インドのシン首相は外相との会談で、日本の SAARC に対する協力は日印間の「戦略的グローバル・パートナーシップ」の一部をなすものであると評価した。これに対し、麻生外相は、インドは「自由と繁栄の弧」の中心(Keystone)であると述べ、SAARC の中でインドの重要性を強調した。また、パキスタン首相、スリランカ大統領とも会談した。会議参加を通じて、日本は南アジアへの積極的な関与姿勢を示した。
- (2) 中国の李肇星外相は演説で、緊密な隣国として中国と SAARC は深い伝統的な友好関係を享受してきたとし、平等と互惠、協力と共栄の原則に基づいて南アジアの平和と発展に貢献するために、SAARC との協力関係を拡大していく方針を表明した。中国の具体的な提案には、貧困解消のための協力機構の設置と貧困解消モデルの包括的な研究実施に関する SAARC との対話、自然災害救助協力のための中国・SAARC 間の定期的協議機関の設置に関する SAARC との検討などが含まれている。更に、中国は、インフラ、エネルギーなどの分野で協力と支援を深める意向を示すと共に、中国企業の南アジアへの投資を奨励した。また、李外相は、中国・SAARC 関係に関するセミナーを2007年中に開催する計画で、南アジアの外務高官を招待する意向を示した。(李外相の演説は、Xinhua, April 3による。) こうした李外相の演説から、中国が SAARC との間で重層的な協力関係を構築し、この地域への影響力の拡大を目指そうとする姿勢が窺える。

<sup>5</sup> 麻生外相演説：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/easo\\_0403.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/easo_0403.html)

<sup>6</sup> 外務省 HP：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_aso/saarc\\_07/saarc\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/saarc_07/saarc_gh.html)

## 〈資 料〉

### 海 洋 基 本 法

公布：平成 19 年 4 月 27 日法律第 33 号

#### 第一章 総則

##### (目的)

##### 第一条

この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

##### (海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和)

##### 第二条

海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。

##### (海洋の安全の確保)

##### 第三条

海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

##### (海洋に関する科学的知見の充実)

##### 第四条

海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第五条

海洋の開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」という。）については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条

海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条

海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条

国は、第二条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十条

海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第十一条

国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

#### 第十二条

国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(海の日 of 行事)

#### 第十三条

国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

#### 第十四条

政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

#### 第十五条

政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

## 第二章 海洋基本計画

#### 第十六条

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (海洋資源の開発及び利用の推進)

##### 第十七条

国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (海洋環境の保全等)

##### 第十八条

国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

#### (排他的経済水域等の開発等の推進)

##### 第十九条

国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (海上輸送の確保)

##### 第二十条

国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (海洋の安全の確保)

##### 第二十一条

国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するため、災害



の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧（以下「防災」という。）に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### (海洋調査の推進)

##### 第二十二條

国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査（以下「海洋調査」という。）の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体の海洋に関する施策の策定及び実施並びに事業者その他の者の活動に資するため、海洋調査により得られた情報の提供に努めるものとする。

#### (海洋科学技術に関する研究開発の推進等)

##### 第二十三條

国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (海洋産業の振興及び国際競争力の強化)

##### 第二十四條

国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (沿岸域の総合的管理)

##### 第二十五條

国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(離島の保全等)

#### 第二十六条

国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

#### 第二十七条

国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

#### 第二十八条

国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第四章 総合海洋政策本部

(設置)

#### 第二十九条

海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

#### 第三十条

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

### 第三十一条

本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。

(総合海洋政策本部長)

### 第三十二条

本部の長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合海洋政策副本部長)

### 第三十三条

本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合海洋政策本部員)

### 第三十四条

本部に、総合海洋政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

### 第三十五条

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

### 第三十六条

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

### 第三十七条

本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## リンク先

AFP	<a href="http://www.afp.com/home/">http://www.afp.com/home/</a>
Asia Times Online	<a href="http://www.atimes.com/">http://www.atimes.com/</a>
Aviation & AEROSPACE	<a href="http://www.domain-b.com/aero/index.aspx">http://www.domain-b.com/aero/index.aspx</a>
Bangkok Post	<a href="http://www.bangkokpost.net/">http://www.bangkokpost.net/</a>
Channel News Asia	<a href="http://www.channelnewsasia.com/">http://www.channelnewsasia.com/</a>
Defense News.com	<a href="http://www.defensenews.com/index.php">http://www.defensenews.com/index.php</a>
Guardian Unlimited	<a href="http://www.guardian.co.uk/">http://www.guardian.co.uk/</a>
IMB Piracy Report	<a href="http://www.icc-ccs.org.uk/prc/piracy_rep_app.php">http://www.icc-ccs.org.uk/prc/piracy_rep_app.php</a>
INDIA DEFENCE	<a href="http://www.india-defence.com/">http://www.india-defence.com/</a>
India Prime Minister Office Press Release	<a href="http://en.wikipedia.org/wiki/Prime_Minister_of_India">http://en.wikipedia.org/wiki/Prime_Minister_of_India</a>
Interfax	<a href="http://www.interfax.com/">http://www.interfax.com/</a>
INTERTANKO	<a href="http://www.intertanko.com/">http://www.intertanko.com/</a>
Mail & Guardian online	<a href="http://www.mg.co.za/l1.jsp">http://www.mg.co.za/l1.jsp</a>
Mekon River Commission	<a href="http://www.newsmekong.org">http://www.newsmekong.org</a>
Navy NewsStand	<a href="http://www.navy.mil/index.asp">http://www.navy.mil/index.asp</a>
Navy Times	<a href="http://www.navytimes.com/">http://www.navytimes.com/</a>
Press Trust of India (PTI)	<a href="http://www.ptinews.com/pti/ptisite.nsf">http://www.ptinews.com/pti/ptisite.nsf</a>
Prauda	<a href="http://prauda.org/">http://prauda.org/</a>
The Hindu	<a href="http://www.hinduonnet.com/">http://www.hinduonnet.com/</a>
The Moscow News	<a href="http://english.mn.ru/english/list.php">http://english.mn.ru/english/list.php</a>
The New York Times	<a href="http://www.nytimes.com/">http://www.nytimes.com/</a>
The Register	<a href="http://www.theregister.co.uk/">http://www.theregister.co.uk/</a>
The Star Online	<a href="http://thestar.com.my/">http://thestar.com.my/</a>
The White House HP	<a href="http://www.whitehouse.gov/">http://www.whitehouse.gov/</a>
United States Coast Guard	<a href="http://www.uscg.mil/">http://www.uscg.mil/</a>
U.S NAVY	<a href="http://www.navy.mil/">http://www.navy.mil/</a>
U.S.Navy,7 <sup>th</sup> Fleet Public Affairs	<a href="http://www.news.navy.mil/local/pacenjapan/">http://www.news.navy.mil/local/pacenjapan/</a>
Yahoo News	<a href="http://news.yahoo.com/rss">http://news.yahoo.com/rss</a>
読売新聞	<a href="http://www.yomiuri.co.jp/">http://www.yomiuri.co.jp/</a>
Xinhua (新華社)	<a href="http://www.xinhuanet.com/english/">http://www.xinhuanet.com/english/</a>
外務省 HP	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/</a>

## 海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F  
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)